

第67回 税理士試験 事業税

●はじめに

今回の本試験は、理論については〔第一問〕(問1)で法人事業税の清算中の各事業年度の申告納付に係る問題、(問2)で法人事業税における保険業の課税標準の論点を問う問題(小問2題、計30点)と〔第二問〕で個人事業税の応用・事例問題(25点)の大問2題の形式で出題された。

〔第一問〕(問1)は解散事業年度と残余財産確定事業年度の申告納付について、納めるべき割に注意払い解答することが求められた出題であり、(問2)は法人事業税の学習において重要項目である収入金額課税方式のうち、生命保険会社等、損害保険会社等及び少額短期保険業者ごとに定められている課税標準の算定方式を問う出題であった。

また、〔第二問〕は個人事業税の事例問題形式の出題であり各受験生が苦手としている出題形式であることやその解答範囲の広さから、思ったように解答できない受験生もいたのではないかと予想される。

〔第一問〕及び〔第二問〕ともT A Cの講義及び各答練等によりその内容を確認してきた問題である。したがって各講義等を十分こなし、しっかりした準備を整えた受講生ならば確実に得点を重ねられる問題であろう。

〔第一問〕は(問1)であれ(問2)であれ、解答用紙の枚数と配点を意識し、各受験生が理解している内容を的確に記述することが求められるであろう。また〔第二問〕は、出題内容からその解答が相当な広範囲になる問題となっており、こちらも解答用紙の枚数を意識し適宜まとめるなど、要領よく解答することが必要となる。

〔第一問〕及び〔第二問〕の理論問題全体として60分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

一方〔第三問〕の計算については、(問1)ガス供給業行っている法人に係る税額算定問題と(問2)物品販売業を行う法人が物品貸付業を行う法人を吸収合併(適格合併に該当する。)した場合の中間申告納付額を算定する小問2題(計45点)の形式で出題された。(問1)については、本試験において最重要論点とされるガス供給業を行う法人が課題となり、①収入金額課税方式による課税標準の計算と②適用される分割基準が「固定資産の価額」であることを主な論点とする出題であったが「実力完成答練第4回」や「直前予想答練第2回」で出題した内容をベースとして解答を作成することが求められる。

(問2)については理論マスター「3-2適格合併があった場合の予定申告による中間申告納付」の論点をベースに解答を作成することが求められた出題であり、計算問題としては想定外であった受験生も多数いたと考えられる。

T A Cの「全国公開模試」を中心とした各答練やレギュラー・上級コースであれ、速修コースであれ、各種課題をしっかりとこなしていれば、課税標準の総額の算定にしろ、分割基準の算定にしろ、比較的平易な内容の論点も多かったが、〔第三問〕の(問1)及び(問2)を通じて問題量やその解答量の多さから、更には想定外の出題内容も織り交ぜた問題であったため、思ったように解答作成ができなかった受験生もいるのではないか。

慎重に解答すれば高得点ものぞめる問題であったが、一方で上述した状況でもあるため、本試験会場で必ずしも実力を発揮できなかった受験生もいるのではないかと想定される。理論問題とのかね合いもあるが60分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

Z-67-J [第一問] 解答

[第一問] -30点-

問1 物品販売業のみ行う株式会社（資本金の額は1億円超）が解散（合併によるものでない。）した場合における清算中の各事業年度の法人事業税の申告納付について説明しなさい。 （予想配点-15点-）

1. 概要 **[1]**

法人事業税の徴収は、申告納付の方法によらなければならない。

申告納付とは、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納付することをいう。

2. 清算中の各事業年度の申告納付 **[7]**

- (1) 清算中の法人は、その清算中に事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）が終了した場合には、その事業年度の付加価値額、所得又は収入金額（以下「収入金額等」という。）を解散していない法人の収入金額等とみなして、その事業年度の収入金額等及び事業税額を計算し、その税額があるときはその事業年度終了の日から2月以内にその事業年度の付加価値割、所得割又は収入割を事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県に申告納付しなければならない。
- (2) 残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合においては、その事業年度の所得を解散していない法人の所得とみなして、その事業年度の所得及び事業税額を計算し、その税額があるときは、その事業年度終了の日から1月以内（その期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）にその事業年度の所得割を事務所等所在の道府県に申告納付しなければならない。

3. 納付すべき税額がない場合の申告義務 **[2]**

清算中の法人は、清算中の各事業年度について納付すべき事業税額がない場合にも、上記2. の申告書を提出しなければならない。

4. 記載事項 **[1]**

上記2. の申告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 事業の種類
- (2) その事業年度中に有していた事務所等の名称及び所在地
- (3) 各課税標準額
- (4) 各事業税額
- (5) その他必要な事項

5. 申告期限の延長 **[1]**

申告納付期限の延長の規定は、上記2(1)の申告納付について準用する。

6. 添付書類 **[2]**

- (1) 上記2. の申告書には、次の法人の区分に応じ、それぞれの書類を添付しなければならない。

① 外形対象法人

- イ その事業年度の付加価値額及び所得に関する計算書（ただし、上記2(2)の申告書には所得に関する計算書）
- ロ 貸借対照表
- ハ 損益計算書
- ニ その他一定の書類

- ② 所得等課税法人（上記①の法人を除く。）

その事業年度の所得に関する計算書

③ 収入金額課税法人

イ その事業年度の収入金額に関する計算書

ロ 貸借対照表

ハ 損益計算書

ニ その他一定の書類

(2) 分割法人の上記2. の申告書には、課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

7. 自署及び押印の義務 **[1]**

上記2. の申告書には、法人の代表者及び法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない

[第一問] -30点-

問2 法人の行う保険業（貿易保険業を除く。）に係る収入割の課税標準の算定方法について説明しなさい。
なお、分割基準については説明を要しない。

(予想配点-15点-)

1. 課税標準の区分 [2]

法人事業税の課税標準は、保険業及び貿易保険業にあっては、各事業年度の収入金額による。

2. 生命保険会社等の各事業年度の収入金額の算定方法 [5]

(1) 内容

各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法に規定する生命保険会社又は外国生命保険会社等（以下「生命保険会社等」という。）にあっては、その生命保険会社等が契約した次の保険の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額による。

(2) 区分

① 個人保険（②に規定する団体保険以外の保険をいう。）

$$\text{イ 賢蓄保険以外の個人保険} \cdots \text{各事業年度の収入保険料 (注1)} \times \frac{24}{100}$$

(注1) 再保険料として収入する保険料を除く。以下同じ。

ロ 賢蓄保険

個人保険のうち貯蓄を主目的とする保険で一定のものをいう。

$$\cdots \text{各事業年度の収入保険料} \times \frac{7}{100}$$

② 団体保険（普通保険約款において、団体の代表者を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とすることとなっている保険をいう。）

イ 団体年金保険以外の団体保険

$$\cdots \text{各事業年度の収入保険料 (注2)} \times \frac{16}{100}$$

(注2) 被保険者が団体から脱退した場合に保険金以外の給付金を支払つ定めのある生命保険につき收取した保険料については、その給付金に対応する部分の金額を控除した金額

ロ 団体年金保険

団体保険のうち、その団体に所属していた者に対する退職年金若しくは退職一時金又はこれらに準ずる年金若しくは一時金の支払を目的とする保険をいう。

$$\cdots \text{各事業年度の収入保険料} \times \frac{5}{100}$$

(3) 経過措置

当分の間、保険業法に規定する生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構法の規定により独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に基づく各事業年度の収入保険料は、その生命保険会社等に係る上記2(2)①イの各事業年度の収入保険料から控除する。

(4) 現金主義

生命保険料は、現実に収入された事業年度の収入金額に算入する。したがって、法人が未収保険料や未経過保険料として経理している場合も、実際に収入された事業年度の収入金額に算入する。

3. 損害保険会社等の各事業年度の収入金額の算定方法 [5]

(1) 内容

各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法に規定する損害保険会社又は外国損害保険会社等（以下「損害保険会社等」という。）にあっては、その損害保険会社等が契約した次の保険の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額による。

(2) 区 分

- ① 船舶保険（船舶を保険の目的とする保険をいう。）

$$\cdots \cdots \text{各事業年度の正味収入保険料} \times \frac{25}{100}$$

- ② 運送保険及び積荷保険（商法に規定する保険をいう。）

$$\cdots \cdots \text{各事業年度の正味収入保険料} \times \frac{45}{100}$$

- ③ 自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償保障法に規定する保険をいう。）

$$\cdots \cdots \text{各事業年度の正味収入保険料} \times \frac{10}{100}$$

- ④ 地震保険（地震保険に関する法律で定める一定の要件を備える保険をいう。）

$$\cdots \cdots \text{各事業年度の正味収入保険料} \times \frac{20}{100}$$

- ⑤ 上記①から④以外の損害保険……各事業年度の正味収入保険料 × $\frac{40}{100}$

(3) 用語の意義

- ① 船舶保険

航海に関して船舶自体に生ずべき損害のてん補を目的とする海上保険をいう。

- ② 運送保険

陸上又は湖川等の運送品に生ずべき損害のてん補を目的とする損害保険をいう。

- ③ 積荷保険

航海上の事故による積荷に生ずべき損害のてん補を目的とする海上保険をいう。

- ④ 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償責任を負うこととなった保有者及び運転手の損害のてん補を目的とする一定の保険をいう。

- ⑤ 地震保険

特定の損害保険契約に付帯して締結される一定の保険をいう。

- ⑥ 上記(2)①から⑤以外の損害保険

上記(3)①から⑤以外の火災、傷害、自動車、盗難、信用、硝子、風水害、競走馬、機関、航空機等の損害保険をいう。

4. 少額短期保険業者の各事業年度の収入金額 [2]

(1) 内 容

各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法に規定する少額短期保険業者にあっては、その少額短期保険業者が契約した次の保険の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額による。

(2) 区 分

- ① 保険業法に規定する一定の生命保険等

$$\text{各事業年度の正味収入保険料} \times \frac{16}{100}$$

- ② 保険業法に規定する一定の損害保険等

$$\text{各事業年度の正味収入保険料} \times \frac{26}{100}$$

5. 正味収入保険料 [1]

次の算式により計算した金額をいう。

$$\left(\text{元受及び受再保険の総保険料} - \text{すべき金額} + \text{返戻金} \right) - \left(\text{再保険料} + \text{解約返戻金} \right)$$

- (1) 保険料から控除すべき金額とは、簡易火災保険の満期返戻金、海上保険の期末払戻金等で、解約以外の事由による保険料の払戻金をいうのであって、海上保険の利益払戻金のようなものは含まないものであること。この場合において元受保険者が再保険者から返戻されたこれらに対応する金額は、保険料から控除すべき金額から控除すること。
- (2) 解約返戻金とは、中途解約、更新契約等による返戻金で保険契約が解除された場合既に収入した保険料のうちから契約者へ払い戻されるものであること。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第一問〕問1として「直前予想答練第2回」で出題した清算中の各事業年度の申告納付について説明する問題が出題され、問2として「実力完成答練第2回」で出題した法人事業税における保険業に係る収入割の課税標準の算定方法について説明する問題が出題された。

問1は各受験生が必ずしも得意としている論点ではないため、細かい部分まで記述することできなかった受験生もいると思われるが、清算中の各事業年度と残余財産確定事業年度における納付すべき「割」に注意し解答することが求められるであろう。

問2は最重要論点のひとつであり、基礎的な論点については正確な解答が求められるであろう。

小問2題については、他の問題や時間との兼ね合いもあり必ずしも完璧な解答作成はできなかつたと思われる。法令及び理論マスターをベースとし、基礎的な論点について確実に得点する解答がのぞまるであろう。

〔第一問〕全体として、合格ラインは25点程度と予想される。

▶解答への道◀

〔第一問〕について

問1

- (1) 近年では、平成16年度（第54回）及び平成20年度（第58回）に出題された法人事業税における清算中の各事業年度の申告納付について問われた問題である。
- (2) 平成22年10月1日以降解散した法人については、それまでのいわゆる清算所得（清算所得＝残余財産－資本金の額等）への課税を前提とした申告納付方式から、現行の法規のように①清算中の各事業年度（ただし、次の②の事業年度を除く。）においては所得割、付加価値割又は収入割を申告納付すべきものとし、②残余財産が確定した事業年度においては一般にその事業年度の所得に着目し課税される内容に改正されたことに注意が必要となる。
- (3) したがって、本試験においては現行の法規を記述することとなるが、実務においては、平成22年9月30日以前に解散した法人の取扱い（いわゆる清算所得課税による申告納付方式）についても確実な知識が求められることになる。

問2

- (1) 収入金額課税事業のうち、保険業の課税標準の算定方法についての問題だが、解答のポイントは、各種保険の種類ごとに、収入保険料又は正味収入保険料に乘ずる一定の率を正確に記述することが求められるであろう。
- (2) また、保険業の課税標準の論点は、かなりボリュームのある論点でもあるため、取扱通知レベルの論点など、時間配分との兼ね合いから適宜省略する解答も十分考えられるであろう。

Z-67-J [第二問] 解答

[第二問] -25点-

A氏はP県に所在する自宅の一部を店舗として利用し、雇用人B、Cの2名とともにマッサージ業を営み利益を得ている。加えてA氏は同自宅兼店舗にて、子Dに不動産の貸付けに関する事務に従事させ利益を得ている。

また、A氏は平成28年9月23日にQ県に新たに健康雑貨を販売する店舗を開設し、雇用人E Fの2名を新たに雇い、販売業に従事させることとした。

平成29年度に課税される事業税の課税標準及び税額の算定についてA氏から尋ねられた場合、甲税理士はいかに説明したらよいか述べなさい。

なお、損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業資産の譲渡損失の控除及び事業資産の譲渡損失の繰越控除に関することについては、説明を要しない。

【資料】

- ・ A氏は平成18年の開業以来、所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき所轄税務署の承認を受けており、継続して事業を行っている。
- ・ A氏の子Dは地方税法第72条の49の12第2項に規定する青色事業専従者に該当する。
- ・ A氏は子Dに支払った給与について、青色事業専従者に関する届出書を所轄税務署長に期限内に提出している。
- ・ A氏はマッサージ業以外には従事していない。
- ・ マッサージ業はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に掲げる免許に基づくものである。
- ・ A氏は社会保険診療は行っていない。
- ・ A氏は地方税法第72条の2第10項第5号に掲げる両目の視力を喪失した者及び聴力障害のある者には該当しない。
- ・ マッサージ業、不動産貸付業、販売業それを区分して所得を計算している。
- ・ A氏が貸し付けている不動産はQ県に所在するアパート2棟16室である。
- ・ 雇用人E、Fの2名を新たに雇ったことを除き、平成28年中に従業者数に変動はない。
- ・ P県及びQ県は個人の事業税について、地方税法第72条の49の17第1項各号に掲げる標準税率と同じ税率を採用している。

1. 概要 [3]

- (1) 個人の行う事業は、その事業が地方税法及び政令で定められている第1種事業、第2種事業及び第3種事業に該当する場合に個人事業税が課される。
- (2) 個人事業税の課税標準は、その年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得によるが、A氏は区分の異なる事業をあわせて行っており、また2以上の道府県において事業を行っている。この場合、事業の区分ごとに所得金額を算定したうえで、その区分計算された所得金額ごとに分割基準によりA氏の分割課税標準額が算定される。
- (3) A氏の課税標準の算定における青色事業専従者控除の取扱いは、子Dが青色事業専従控除の対象となる。
- (4) A氏が関係道府県に納付すべき事業税額は、上記(2)により事業の区分ごとに計算された分割課税標準額に一定の税率を乗じて得た金額の合計額となる。

2 課税客体 [2]

- (1) マッサージ業は第3種事業に該当する。
- (2) 不動産貸付は、アパートが10室以上あるため第1種事業（不動産貸付業）に該当する。
- (3) 健康雑貨の販売は、第1種事業（物品販売業）に該当する。

3 課税標準の算定方法 [12]

(1) 課税標準

- ① 個人事業税の課税標準は、その年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。
- ② 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、上記①の所得によるほか、その年の1月1日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

(2) 所得の算定方法

その年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又はその年の1月1日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれその個人のその年度の初日の属する年の前年中における事業又はその年の1月1日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税の課税標準である所得につき適用される不動産所得及び事業所得の計算の例によって算定する。

(3) 所得税の計算の例によらない項目

① 青色事業専従者（青色事業専従者給与に関する届出書を提出している場合）

事業を行う個人（所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている者に限る。）と生計を一にする親族でもっぱらその個人の行う事業に従事するもの（以下「青色事業専従者」という。）が、その事業から青色事業専従者給与に関する届出書に記載されている方法に従い、その記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、その給与の額をその個人の事業の所得の計算上必要な経費に算入する。

ただし、上記親族については、その年度の初日の属する年の前年の12月31日（年の中途においてその親族の死亡又はその事業の廃止があった場合には、その死亡又は廃止の時）において、年齢が15歳未満である者を除く。

② 事業専従者の範囲

イ 原 則

その年を通じて6月を超える期間その事業にもっぱら従事する者をいう。

ロ 例 外

青色事業専従者については、次のいずれかに該当するときは、その事業に従事することができると認められる期間を通じて、その2分の1に相当する期間を超える期間その事業にもっぱら従事すれば足りる。

① その事業が年の中途における開業、廃業、休業又はその事業が季節営業であることその他の理由により、その年中を通じて営まれなかつたこと

② その事業に従事する者の死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由により、その年中を通じてその個人と生計を一にする親族としてその事業に従事することができなかつたこと

③ 事業専従者に該当しない者

次の者は、事業に従事していても、その該当する期間は、その事業にもっぱら従事する者に該当しない。

イ 学校の学生又は生徒である者

ロ 他に職業を有する者

ハ 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

④ 青色申告特別控除の不適用

所得税では、青色申告個人につき一定の特別控除を認めているが、事業税では、その例によらない。

(4) 損益の合算又は通算

個人の所得を計算する場合において、その個人が不動産所得を生ずべき事業と事業所得を生ずべき事業とをあわせて行っているときは、その不動産所得の計算上生じた所得又は損失とその事業所得の計算上生じた所得又は損失とを合算し、又は通算して算定する。

(5) 各種控除（事業主控除）

事業を行う個人については、その個人の事業の所得の計算上290万円を控除する。この場合において、事業を行った期間が1年に満たないときは、290万円にその年において事業を行った月数を乗じて得た額を12で除して算定した金額とする。

4 個人事業税の分割基準 [3]

(1) 意義

2以上の道府県に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を設けて事業を行う個人は、事業所等所在のすべての道府県で事業税の賦課徴収を受けることとなる。この場合には、その個人について算定した課税標準額の総額を一定の基準によって関係道府県に分割し、各関係道府県ごとに税額を算定するが、この一定の基準を「分割基準」という。

(2) 個人事業税の分割基準

事業所等の従業者の数による。

(3) 従業者の数

① 原則

課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の数値による。

② 例外

次の事業所等については、それぞれの数を分割基準とする従業者の数とみなす。

イ 算定期間の中途中に新設された事業所等

$$\text{算定期間の末日} \times \frac{\text{新設された日からその算定期間の末日までの月数}}{\text{現在の従業員の数} \quad \text{その算定期間の月数}}$$

ロ 算定期間の中途中に廃止された事業所等

$$\text{廃止の日の属する月の直前の} \times \frac{\text{その事業所等が所在していた月数}}{\text{月の末日現在の従業者の数} \quad \text{その算定期間の月数}}$$

ハ その算定期間に属する各月の末日現在の従業者の数のうち、最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事業所等

$$\text{その算定期間に属する各月の末日} \div \text{その算定期間の月数}$$

現在の従業者の数を合計した数

③ 従業者の意義

従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。この場合において、その事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうちその事業に従事している者で給与の支払を受けていない者も従業者とみなす。

5 個人事業税の税率 [5]

(1) 標準税率の意義

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、その財政上の特別の必要があると認める場合には、これによることを要しない税率をいう。

(2) 標準税率

- ① 第1種事業を行う個人……所得の100分の5
- ② 第2種事業を行う個人……所得の100分の4
- ③ 第3種事業を行う個人（④に掲げるものを除く。）……所得の100分の5
- ④ 第3種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人……所得の100分の3

(3) 税率の区分が異なる事業をあわせて行う場合

上記②①から④の事業をあわせて行う場合のぞれぞれの税率を適用すべき所得は、その個人の事業の所得を各種控除前のぞれぞれの事業の所得金額に按分して算定する。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第二問〕は、「実力完成答練第4回」で出題した個人事業税の課税標準及び税額の算定を論点とした問題である。解答範囲が広範なため模範解答ベースの内容を限られた時間で記述するのはなかなか難しいものと想定される。したがって適宜解答の柱やタイトルなどを駆使し、網羅性に重きを置いた解答が現実的な解答作成であると考えられる。

〔第二問〕全体として、合格ラインは15点から18点と予想される。

▶解答への道◀**〔第二問〕について****(1) 解答範囲**

「平成29年度に課税される（個人の）事業税の課税標準及び税額の算定についてA氏から尋ねられた場合～」となっていることから、個人事業税の計算パターンを中心に①個人事業税の課税標準②個人事業税の分割基準③税率等を解答する必要がある。

(2) 課税客体

マッサージ業、不動産貸付業及び（物品）販売業について、第1種事業、第2種事業及び第3種事業に適宜区分する必要がある。

なお、不動産貸付業については、「取扱通知第3章2の1(3)」において、「アパート、貸間等の一戸建住宅以外の住宅の貸付けを行っている場合においては居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が、一戸建住宅の貸付けを行っている場合においては住宅の棟数が、それぞれ十以上あるものについては、不動産貸付業と認定すべきものであること。」とされているため、当該設問では「アパート2棟16室」との設定であるため、第一種事業である不動産貸付業としている。

(3) 課税標準の算定

① 事業廃止の論点については、時間的な制約もあるため適宜省略することが適切であろう

② 所得税の計算の例によらない項目

青色事業専従者控除等及び青色申告特別控除の不適用について的確な記述が求められるであろう。

③ 各種控除

問題文では、「なお、損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業資産の譲渡損失の控除及び事業資産の譲渡損失の繰越控除に関することについては、説明を要しない。」となっていることから、各種控除の論点のうち残されたいわゆる「事業主控除」については正確な記述が求められるであろう。

(4) 分割基準

模範解答では個人の分割基準について、一通り解答する形式を取っているが、新設された事務所又は事業所の論点は題意より、記述することが望ましい。

(5) 税率

第1種事業及び第3種事業（マッサージ業）の税率について適切な解答が必要となる。

Z-67-J [第三問] 解答

問1 (予想配点-25点-)

1 課税標準額の算定

(1) 収入すべき金額

製品売上	53,000百万円
受注工事収益	1,300百万円
器具販売収益	3,200百万円
その他営業雑収益	40百万円
受取利息	40百万円
有価証券利息	2百万円
受取配当金	140百万円
投資信託収益分配金	80百万円
建物賃貸料収入	180百万円
損害賠償金収入	100百万円
不要品売却収入	300百万円
投資有価証券売却収入	2,500百万円
固定資産売却収入	5,000百万円
合計	65,882百万円

(2) 控除すべき金額

鉱産税の課税標準	20百万円	÷	1%	=	2,000百万円	[1]
融通ガス					1,500百万円	[1]
託送供給の料金					3,000百万円	[1]
貸倒損失					300百万円	[1]
工事負担金					4百万円	[1]
受取利息					40百万円	[1]
有価証券利息					2百万円	[1]
受取配当金					140百万円	[1]
投資信託収益分配金					80百万円	[1]
社宅貸付料収入					6百万円	[1]
損害賠償金収入					100百万円	[1]
不要品売却収入					300百万円	[1]
投資有価証券売却収入					2,500百万円	[1]
固定資産売却収入					5,000百万円	[1]
合計					14,972百万円	

(3) 課税標準となる収入金額(千円未満切捨)

$$(1) - (2) = 50,910\text{百万円} \quad [2]$$

2 分割基準

$$\text{A県} \quad 7,000\text{百万円} + 700\text{百万円} + 400\text{万円} + 200\text{百万円} + 50\text{百万円}$$

$$+ 500\text{百万円} + 300\text{百万円} + 1,000\text{百万円} = 10,150\text{百万円} \quad [2]$$

$$\text{B県} \quad 10,000\text{百万円} + 2,500\text{百万円} + 600\text{百万円} + 100\text{百万円} + 70\text{百万円}$$

$$+ 850\text{百万円} + 500\text{百万円} = 14,620\text{百万円} \quad [2]$$

$$\text{合計} \quad 24,770\text{百万円}$$

3 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

$$\text{A県} \quad 1(3) \quad \times \frac{10,150 \text{ 百万円}}{24,770 \text{ 百万円}} = 20,861,384,739\text{円} \rightarrow 20,861,384,000\text{円}$$

$$\text{B県} \quad 1(3) \quad \times \frac{14,620 \text{ 百万円}}{24,770 \text{ 百万円}} = 30,048,615,260\text{円} \rightarrow 30,048,615,000\text{円}$$

4 事業税額の算定（それぞれ百円未満切捨）

$$\begin{array}{l} \boxed{1} \\ \text{A県} \quad 20,861,384,000\text{円} \quad \times \frac{\boxed{0.9}}{\boxed{100}} \times 1.2 = 225,302,947\text{円} \rightarrow 225,302,900\text{円} \quad \boxed{2} \\ \text{B県} \quad 30,048,615,000\text{円} \quad \times \frac{0.9}{100} = 270,437,535\text{円} \rightarrow 270,437,500\text{円} \quad \boxed{2} \end{array}$$

問2 (予想配点-20点-)

1 判定 **[1]**

- (1) 甲社は収入割が課される事業を行っていない。
- (2) 甲社の第14期事業年度末日及び第15期事業年度の中間期（平成29年6月30日）現在の資本金の額は1億円を超えていた。
∴ 甲社は外形標準課税の対象となる法人に該当する。

2 課税標準額の算定

(1) 所得

① 総額

$$\left(\frac{480,000\text{千円}}{12} \times 6 \right) + \left(3 \times \frac{245,000\text{千円}}{6} \right) = 362,500\text{千円} \quad [1]$$

(注) 甲社は平成29年6月30日において資本金の額が1,000万円以上であり、かつ、3県以上の道府県に事務所又は事業所をおいて事業を行っていることから、軽減税率不適用法人に該当する。 **[1]**

② 課税標準の区分 (形式 **[1]**)

イ 事務所又事業所の数

$$362,500\text{千円} \times \frac{1}{2} = 181,250\text{千円}$$

ロ 従業者の数

上記イと同じ

(2) 付加価値額

① 総額

$$\frac{720,000\text{千円}}{12} \times 6 = 360,000\text{千円} \quad [1]$$

② 課税標準の区分

イ 事務所又事業所の数

$$360,000\text{千円} \times \frac{1}{2} = 180,000\text{千円}$$

ロ 従業者の数

上記イと同じ

(3) 資本金等の額

① 総額

$$\frac{240,000\text{千円}}{12} \times 6 = 120,000\text{千円} \quad [1]$$

② 課税標準の区分

イ 事務所又事業所の数

$$120,000\text{千円} \times \frac{1}{2} = 60,000\text{千円}$$

ロ 従業者の数

上記イと同じ

3 分割基準

(1) 事務所又事業所の数

L県 (本社)	$1 \times 6 =$	6	[1]
M県 (支社)	$1 \times 6 =$	6	
N県 (支社)	$1 \times 3 =$	3	[2]
O県 (支社)	$1 \times 3 =$	3	[1]
P県 (支社)	$1 \times 3 =$	3	
	合 計	<u>21</u>	

(2) 従業者の数

L県 (本社)	120人	[1]
M県 (支社)	85人	
N県 (支社)	$48\text{人} \times \frac{4}{6} = 31.9\text{人} \rightarrow 32\text{人}$	[2]
O県 (支社)	$66\text{人} \times \frac{3}{6} = 33\text{人}$	[1]
P県 (支社)	$72\text{人} \times \frac{3}{6} = 36\text{人}$	
	合 計	<u>306人</u>

4 分割課税標準 (それぞれ千円未満切捨)

(1) 所 得

① 事務所又事業所の数

イ L県	$181,250\text{千円} \times \frac{6}{21} = 51,785,714\text{円} \rightarrow 51,785,000\text{円}$
ロ M県	$181,250\text{千円} \times \frac{6}{21} = 51,785,714\text{円} \rightarrow 51,785,000\text{円}$
ハ N県	$181,250\text{千円} \times \frac{3}{21} = 25,892,857\text{円} \rightarrow 25,892,000\text{円}$
ニ O県	$181,250\text{千円} \times \frac{3}{21} = 25,892,857\text{円} \rightarrow 25,892,000\text{円}$
ホ P県	$181,250\text{千円} \times \frac{3}{21} = 25,892,857\text{円} \rightarrow 25,892,000\text{円}$

② 従業者の数

イ L県	$181,250\text{千円} \times \frac{120\text{人}}{306\text{人}} = 71,078,431\text{円} \rightarrow 71,078,000\text{円}$
ロ M県	$181,250\text{千円} \times \frac{85\text{人}}{306\text{人}} = 50,347,222\text{円} \rightarrow 50,347,000\text{円}$
ハ N県	$181,250\text{千円} \times \frac{32\text{人}}{306\text{人}} = 18,954,248\text{円} \rightarrow 18,954,000\text{円}$
ニ O県	$181,250\text{千円} \times \frac{33\text{人}}{306\text{人}} = 19,546,568\text{円} \rightarrow 19,546,000\text{円}$
ホ P県	$181,250\text{千円} \times \frac{36\text{人}}{306\text{人}} = 21,323,529\text{円} \rightarrow 21,323,000\text{円}$

(3) 合 計

L県 (1)①イ + (1)②イ = 122,863,000円

M県 (1)①ロ + (1)②ロ = 102,132,000円

N県 (1)①ハ + (1)②ハ = 44,846,000円

O県 (1)①ニ + (1)②ニ = 45,438,000円

P県 (1)①ホ + (1)②ホ = 47,215,000円

(2) 付加価値額

① 事務所又事業所の数

イ L県 180,000千円 × $\frac{6}{21}$ = 51,428,571円 → 51,428,000円

ロ M県 180,000千円 × $\frac{6}{21}$ = 51,428,571円 → 51,428,000円

ハ N県 180,000千円 × $\frac{3}{21}$ = 25,714,285円 → 25,714,000円

ニ O県 180,000千円 × $\frac{3}{21}$ = 25,714,285円 → 25,714,000円

ホ P県 180,000千円 × $\frac{3}{21}$ = 25,714,285円 → 25,714,000円

② 従業者の数

イ L県 180,000千円 × $\frac{120人}{306人}$ = 70,588,235円 → 70,588,000円

ロ M県 180,000千円 × $\frac{85人}{306人}$ = 49,999,999円 → 49,999,000円

ハ N県 180,000千円 × $\frac{32人}{306人}$ = 18,823,529円 → 18,823,000円

ニ O県 180,000千円 × $\frac{33人}{306人}$ = 19,411,764円 → 19,411,000円

ホ P県 180,000千円 × $\frac{36人}{306人}$ = 21,176,470円 → 21,176,000円

(3) 合 計

L県 (2)①イ + (2)②イ = 122,016,000円

M県 (2)①ロ + (2)②ロ = 101,427,000円

N県 (2)①ハ + (2)②ハ = 44,537,000円

O県 (2)①ニ + (2)②ニ = 45,125,000円

P県 (2)①ホ + (2)②ホ = 46,890,000円

(3) 資本金等の額

① 事務所又事業所の数

イ L県 60,000千円 × $\frac{6}{21}$ = 17,142,857円 → 17,142,000円

ロ M県 60,000千円 × $\frac{6}{21}$ = 17,142,857円 → 17,142,000円

ハ N県 60,000千円 × $\frac{3}{21}$ = 8,571,428円 → 8,571,000円

ニ O県 60,000千円 × $\frac{3}{21}$ = 8,571,428円 → 8,571,000円

ホ P県 60,000千円 × $\frac{3}{21}$ = 8,571,428円 → 8,571,000円

② 従業者の数

イ L県	60,000千円 × $\frac{120\text{人}}{306\text{人}}$	= 23,529,411円 →	23,529,000円
ロ M県	60,000千円 × $\frac{85\text{人}}{306\text{人}}$	= 16,666,666円 →	16,666,000円
ハ N県	60,000千円 × $\frac{32\text{人}}{306\text{人}}$	= 6,274,509円 →	6,274,000円
ニ O県	60,000千円 × $\frac{33\text{人}}{306\text{人}}$	= 6,470,588円 →	6,470,000円
ホ P県	60,000千円 × $\frac{36\text{人}}{306\text{人}}$	= 7,058,823円 →	7,058,000円

③ 合 計

L県	(3)①イ + (3)②イ	= 40,671,000円
M県	(3)①ロ + (3)②ロ	= 33,808,000円
N県	(3)①ハ + (3)②ハ	= 14,845,000円
O県	(3)①ニ + (3)②ニ	= 15,041,000円
P県	(3)①ホ + (3)②ホ	= 15,629,000円

5 事業税額の算定（それぞれ百円未満切捨）

(1) L県

所得割	122,863,000円 × $\frac{0.7}{100}$	= 860,041円 → 860,000円
付加価値割	122,016,000円 × $\frac{1.2}{100}$	= 1,464,192円 → 1,464,100円
資本割	40,671,000円 × $\frac{0.5}{100}$	= 203,355円 → 203,300円
		納付税額 <u>2,527,400円</u> [1]

(2) M県

所得割	102,132,000円 × $\frac{0.7}{100} \times 1.2$	= 857,908円 → 857,900円
付加価値割	101,427,000円 × $\frac{1.2}{100} \times 1.2$	= 1,460,548円 → 1,460,500円
資本割	33,808,000円 × $\frac{0.5}{100} \times 1.2$	= 202,848円 → 202,800円
		納付税額 <u>2,521,200円</u> [1]

(3) N県

所得割	44,846,000円 × $\frac{0.7}{100}$	= 313,922円 → 313,900円
付加価値割	44,537,000円 × $\frac{1.2}{100}$	= 534,444円 → 534,400円
資本割	14,845,000円 × $\frac{0.5}{100}$	= 74,225円 → 74,200円
		納付税額 <u>922,500円</u> [1]

(4) O県

所得割	$45,438,000 \text{円} \times \frac{0.7}{100} \times 1.2 = 381,679 \text{円} \rightarrow 381,600 \text{円}$	
付加価値割	$45,125,000 \text{円} \times \frac{1.2}{100} \times 1.2 = 649,800 \text{円}$	
資本割	$15,041,000 \text{円} \times \frac{0.5}{100} \times 1.2 = 90,246 \text{円} \rightarrow 90,200 \text{円}$	
		納付税額 $\boxed{1,121,600 \text{円}}$

(5) P県

所得割	$47,215,000 \text{円} \times \boxed{\frac{0.7}{100} \times 1.2} = 396,606 \text{円} \rightarrow 396,600 \text{円}$	
付加価値割	$46,890,000 \text{円} \times \boxed{\frac{1.2}{100} \times 1.2} = 675,216 \text{円} \rightarrow 675,200 \text{円}$	
資本割	$15,629,000 \text{円} \times \boxed{\frac{0.5}{100} \times 1.2} = 93,774 \text{円} \rightarrow 93,700 \text{円}$	
		納付税額 $\boxed{1,165,500 \text{円}}$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀**[第三問]**

(問1) ガス供給業を行っている法人に係る税額算定問題であるが、①収入金額課税方式による税額算定の場合と②ガス供給業の分割基準（固定資産の価額）について注意を要する問題であった。

(問2) 主たる事業が物品販売業である法人の吸収合併（適格合併に該当する。）があった場合の中間申告納付額を算定する問題であり、理論の論点も活用し解答することが求められる問題であった。

今回の出題内容は全国の受験生にとって（問1）及び（問2）とも想定外の内容であったことが考えられるが、今まで様々な形式の答練、実力テスト、上級演習及その他の計算問題を実施していることから、T A C受講生のなかには（問1）及び（問2）を通じて、着実に得点を重ねられた受講生も多いのではないだろうか。

但し、（問1）及び（問2）とも解答内容が多いことから①課税標準額の総額算定、②分割基準の集計、③税率等の読み飛ばしやケアレスミスに注意が必要である。

以上の点を考慮すると合格ラインは（問1）が15点前後、（問2）が14点と考えられる。

▶解答への道◀**問1****1 課税団体**

期中に事務所又は事業所が所在する道府県が課税団体となることから、C県については事務所又は事業所が所在していないため、当設問においてはA県及びB県が課税団体となる。

2 ガス供給業の課税標準

(1) ガス供給業の課税標準は①収入すべき金額から②控除すべき金額を控除することがその算定のポイントである。

したがって、不要品の売却収入や投資有価証券の売却収入などを的確に控除する金額として処理する必要がある。

(2) 取扱通知第3章4の9の1において「電気供給業及びガス供給業（以下「電気供給業等」という。）を行う法人が収入すべき金額とは、各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいうものであること。この場合において、貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額をその貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除するものであること。（法72の24の2①）」となっている。

また、取扱通知第3章4の9の4では「ガス供給業の課税標準とすべき収入金額とは、ガス売上収入、供給雑収入（計器具の損料及び賃貸料収入を含む。）及び事業税相当分の加算料金等原則としてガス供給業（導管によるものに限る。）の事業収入に係るすべての収入を含むものとすること。」であることに留意する。

3 分割課税標準額の算定

事業年度終了日のにおける固定資産の価額による。

なお、事業税における非課税事業である可燃性天然ガスの掘採（いわゆる鉱物の掘採事業）に係る事務所又は事業所の数値については、分割基準の処理上考慮しない。

4 事業税額の算定

「A県は同法におけるいわゆる制限税率と同一の率を採用している。」となっているためその税率は標準税率の1.2倍の率であることに注意すること。

問2

1 中間申告納付の取扱い

当設問における中間申告納付については、いくつかの方法によりその納付額を計算することが想定されるが、問題中、「～前事業年度の課税標準を基礎として算出する方法によって中間申告納付を行うものとする。」との指示があるため、次の算式により計算する。

<合併法人のその事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合>

$$\left\{ \left[\frac{A}{B} \times 6 \right] + \left[\begin{array}{l} \text{合併法人のその事業年度開始の日から6月の} \\ \text{期間のうち適格合併の日以後の期間の月数} \end{array} \times \frac{C}{D} \right] \right\} \\ \times \frac{\text{関係道府県ごとの}}{\text{分割基準の数値}} \times \frac{\text{その事業年度開始の日から}}{\text{分割基準の総数}} \times \frac{\text{6月の期間の末日現在の税率}}{\text{}}$$

(注) A……合併法人の前事業年度の確定課税標準額(前事業年度の確定事業税額の算定の基礎となった付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額をいう。)

B……合併法人の前事業年度の月数

C……被合併法人の確定課税標準額(被合併法人の確定事業税額の算定の基礎となった付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額をいう。)

D……Cの計算の基礎となった事業年度の月数

<参考> 地方税法施行規則第6条

適格合併に係る合併法人が法第72条の48第2項ただし書の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額を算定する場合における当該法人の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となった付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を含むものとする。

- 一 (略)
- 二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合においては、当該事業年度開始の日から6月の期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定課税標準額に乗じて当該確定課税標準額の計算の基礎となった事業年度の月数で除して計算した金額

2 分割課税標準額の算定

- (1) 問題文中「～、合併後は物品販売業を主たる事業としてこれらの事業を併せて行っている。」となっていることから、適用される分割基準は「(課税標準の総額について)、その2分の1は事務所又は事業所の数により、その2分の1は事務所又は事業所の従業者の数によりあん分する。」
- (2) 適用される時点は、中間期である平成29年6月30日の数値によること。

3. 事業税額の算定

「～L県及びN県は地方税法における標準税率（～略～）を、M県、O県及びP県は標準税率の1.2倍の超過税率を採用している。」となっているため、適宜正確な税率による計算が必要となる。

●おわりに

〔第一問〕が合計で24点～28点、〔第二問〕が15点～18点、〔第三問〕が合計で27点～30点、合計70点前後がボーダーラインであり、75点以上が合格有望と考えられる。



TACの取り組みを公開！ 最短ルートで合格を目指すなら **「科目別合格戦略」**

 TAC 科目戦略 http://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/

平成29年度(67回) 税理士試験 **5科目合格祝賀会**



TACでは、合格者の皆様のご健闘を称えるとともに合格を祝しまして、全国（東京・名古屋・大阪・広島・福岡）で合格祝賀会を開催を予定しております。合格祝賀会の詳細は12月以降、TACホームページにて情報を公開いたします。TAC講師・スタッフ一同、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

東京会場
ホテルニューオータニ
2018年1月6日(土)開催決定！

東京・名古屋・大阪・広島・福岡で開催予定
詳細は12月にTACホームページ公開！